

別家手代の遺言状と跡式関係史料

近世商家の手代奉公人にとっては、長年月奉公したのち、無事年季が明けて主家からしかるべき元手金と、屋号・暖簾を分けて貰い、自分の店を構えることが第一義の目的であり、ようやく手中にした自分の財産や屋号・暖簾をいかにして発展・継承させるかは、別家となったものの大きな課題であるう。

三井文庫に残存する史料のうち、別家から店に宛てた証書類が相当量あるが、なかでも拝借銀や相続等別家店経営に関するものが決して少なくない。それは別家にとって一から始める商売を軌道に乗せ、存続させていくことの難しさを物語る。別家店の浮沈は主家三井家にとっても、黙視することのできない問題であったと考えられる。ここでは別家店の相続について、三井家がどのような関わり方をしているのか、その一例として別家手代の遺言状および跡式相続に関する史料を取り上げ紹介するものである。

三井家では、平手代は一定期間勤めると名目役という役職にく。越後屋Ⅱ本店では上座―連役―役頭―組頭―支配、両替店では組頭―支配へと昇級するが、その昇級のそれぞれの段階で手代は選抜を受けて更に上に進む者と、退職していく者とがある。退

職者は、元手金を受け取り、さらに願い出ることによって、越後屋の屋号と暖簾を分与されて暖簾内と呼ばれる別家となるのである。支配役からは、選ばれた者は三井家の重役として勤仕する一方で、元手金を受け取って自分で商売を始めることができる。これが通勤または宿持手代、すなわち別宅といわれる。別宅手代は、後見―名代―勘定名代―元方掛名代―加判名代―元メ―大元メという昇進の段階がある。勤めと自分店の双方に実績を持つ別宅が、中途で死亡したり退役すると、その家は家督と呼ばれる別家の中でも家格の高い家柄となる。

三井家の手代が支配役を終え、元手金を貰って別宅となり、妻帯できる年齢はだいたい四〇歳近くになっていたから、相続人となるべき実子が未だ幼年であるとか、実子がいないといったケースも少なくなく、相続人を立てることだけでも容易でなかったであろうことが、跡式相続に関する証書類からみても推察できる。

別家が名跡ないし家督相続人の指定や財産の配分等についてどのように書き遺しているか、参考までにいくつか彼等の遺言状を表に掲げておく。

内 容	史料番号
<p>本文史料 1 参照</p>	<p>本 1502/22</p>
<p>太吉へ衣棚家屋敷 2 カ所, 知照へ衣棚・下立売家屋敷 2 カ所, 井上太郎兵衛へ衣棚家屋敷 2 カ所, 隠居所持銀30貫目のうち20貫目と道具15人前を太郎兵衛へ, 10貫目と田地 2 反・道具15人前知照へ, その他の有銀・道具は太吉へ譲る。尤も私死後10年間は是迄通り商売に励み, 10年過ぎたら太吉・太郎兵衛対談の上充分に取分けるよう, 太吉・知照・太郎兵衛に仰せ付下さい。</p>	<p>本 1502/27</p>
<p>本文史料 6 参照</p>	<p>本 1502/31-2</p>
<p>本文史料 7 参照</p>	<p>本 1502/31-2</p>
<p>見世質方貸銀高40貫目程と居宅 1 カ所, うち西店へ20貫目借用に付居宅を当ててほしい。残り銀高ならびに衣類諸道具は妻と子供 4 人へ譲る。妻子は仮裏小借屋住でもよいから京地で渡世できるよう。跡式はいか様とも御店御差図次第に片付けて下さるよう。外一家より文句を言う者はありません。</p>	<p>本 1480/26-1</p>
<p>孫の孫三郎を忤七兵衛の名跡に立て, 成人の後御店に奉公させてほしい。私死後は御店に預けてある忤の香典金のうち 1 歩通は姉娘へ渡し, 孫三郎に不所存ある時は, 御店の差図で余人を名跡に立て, 預け金残り 1 歩通宛を末娘ならびに孫三郎へ, 残り 7 歩通を相続人へお渡し下さい。一家知音より文句を言うものはありません。</p>	<p>本 1488/21</p>
<p>新助に家督相続, 房は追て新助嫁に, 喜六と彦次郎は14歳になったら御店で召使って下さるよう。とらは少々銀子添えても慥かな所へ養子にやるよう, りつは兄の子で出戻り, 新助世話にて早く片付けるよう仰せ渡し下さい。新助へは室町居宅・北隣借家 2 軒・家内諸道具を, 喜六と彦次郎へは鍵屋町長屋建借屋 1 カ所, 西洞院家屋敷 2 カ所をそれぞれ宿入の節渡すよう仰せ渡し下さい。有銀筐分けは 5 貫目とよ隠居料, 100 兩丹波兄へ銀 100 枚と 1 貫目は惣兵衛, 半兵衛の元手へ足し, 30枚他衣類丹波姉へと甥又は姪に, 10枚宛五十嵐采女と筒井庄吉, 10枚宛を手代 4 人へ, 120匁は寺への日牌料, 残銀は新助へお渡し下さい。葬礼は見苦しくないよう中分に営むよう, 跡式ならびに末子まで御主人様おかけを以て相続するよう仰せ渡し下さい。</p>	<p>本 1488/26</p>
<p>忤鉄太郎へ跡式を譲り, 手代又七が養育・後見する。御主人様御憐心の上御店より万事お心添なされ, 木村家の末永く相続す</p>	<p>続 488/11</p>

別家手代の遺言状と跡式関係史料

表 別家手代の遺言状例

No.	姓 名	遺書提出年月 遺書提出時の地位 没 年・(享年)	原 標 題 「目録標題」	宛 先
1	山下 甚 蔵	寛保元年2月22日 京本店元メ退役 寛保元年3月12日 (58)	覚 「(山下甚蔵遺言 状)」	三井八郎右衛門 元メ・名代中
2	橋井 方 秀	寛保元年2月吉日 京本店元メ退役 寛保元年3月10日 (69)	讓状 「讓状」	三井八郎右衛門 元メ中・名代中 支配人中
3	加藤 道 喜	寛保2年8月13日 京本店元メ 寛保3年10月4日 (54)	乍憚御願申上候 事 「(加藤道喜 藤助 遺言状)」	三井八郎右衛門
4	加藤 道 喜	寛保3年9月8日 3に同じ	再願申上候事 「(同上)」	三井八郎右衛門
5	中川清右衛門	寛保3年9月 京本店勘定名代 退役 寛保3年9月22日 (52)	覚 「(中川清右衛門 跡式=關スル遺 言状)」	三井八郎右衛門代 儀兵衛(京本店支配) 庄七(同上) 七兵衛(同上) 源兵衛(同上)
6	石川 清 有 (京本店支配 石川七兵衛 母)	延享3年9月 宝曆11年3月	遺言書之覚 「遺言書之覚」	三井八郎右衛門御店 御支配人中
7	吉崎 新次郎	寛延3年9月 京本店元メ 宝曆元年閏6月6日 (55)	遺言書 「(吉崎新次郎遺 言書)(写)」	中西茂兵衛(京本店元メ)
8	木村甚右衛門	宝曆3年5月 京上之店名代	遺言之事 「(木村甚右衛門 遺言状)」	中西茂兵衛(京本店元メ)

内 容	史料番号
<p>るようお願い申上げる。大津表相模屋伝兵衛方の義で大坂仲間がもめ合、会所勘定の節伝兵衛方割合立金おびたしく入用となり、私方より取替金大分差入れ、御店からも大津表へ取替差遣したが此上あと80両から100両程差入れねば相続できがたく、借増の件遺言書を以てお願い申上げる。</p>	
<p>お預り頂いている元手銀の残銀ならびに衣類・諸道具はすべて妻と悴東庵兩人へ譲る所存。不実な諸親類へは遺物を遺すつもりはない。親類とは貸借関係はないので、私死後に何か言ってきたても一切取合わないで下さい。</p>	本 1495/43-2
<p>家督を末子直三郎へ譲る。家屋敷、有銀、家財残らず直三郎へお譲り下さるよう。直三郎は若年者にて、私死後は有銀貸付を改め、御主人様御店へお預り下され、賄入用等徳用の内から済せるよう万端恩召の通お計い下さるよう。嫡子は乱心同前の者で、この度剃髪、入道させたので家跡の配分は決してご無用。直三郎が万一不埒で家跡を断絶させる程なら、同人妹とめを養家から呼び戻して相続させて下さるよう。</p>	<p>続 53/35 続 1625/16</p>
<p>御店預け銀のうち銀1貫目を東六条様へ、銀1貫目を宿坊西願寺へ、銀500目堅社浄徳寺へ、銀3貫目を妹寿照へ、銀1貫目を姪やすへ、銀1貫目甥十二屋小兵衛へ、銀凡1貫目葬式入用に、差引残銀子は時期をみて娘分の十二屋くのへ御渡し、位牌所を大切に相続する様仰せ付下さるよう。</p>	別 653/44
<p>家跡は御店御指図次第に請けるよう。此末男子が生れば家跡に立て、娘ぢうは成長の上外へ縁付、男子が生れなければ娘ぢうに聲を迎えるように、遺物はその時よように計って下さるよう。御主人様を大切に思うこと。山中半右衛門の名前を暫くでも断絶しないよう。先祖の供養を怠らないこと、片金亦兵衛様は山中家の重キ一家につき、親類までも幾久敷疎遠にしないように。</p>	続 172/1
<p>中陰が明けたら居宅を片付け、逼塞し、召仕は1~2人にして借屋へ引越すようお申渡し下さるよう。店預け銀や家内諸道具等は妻くにへ下し置かれるよう。妻の暮し向きは1カ年に1貫500目から2貫目で賄うよう仰せ渡し下さるよう。相続人は弥三郎、三四郎のうち、御奉公大切に勤め実意があり気量のある方を見立てて相続するよう仰せ渡し下さい。もし兩人とも不行跡又は御店のお差図を無視するようなら、家督を取り上げ、勘当した上御店から誰か見たてて名跡相続を仰せ渡して下さい。</p>	<p>続 693/4,5 本 1461/23</p>
<p>〈追書〉妻は京地に内縁の者がいないので、老年になって難儀しないよう宜しくお取計い下さるよう。</p>	
<p>相続人を御店から世話していただいたが、熟縁がなく、私も老年になり、このたび所持の家屋敷など売払い、その金子をお店に預けて、露命をつなぎたい。私死後は預けた金子をもって家名相続できるよういかにようにもお差図下さい。</p>	本 1489/2

別家手代の遺言状と跡式関係史料

表 (つづき)

No.	姓 名	遺書提出年月 遺書提出時の地位 役 年・(享年)	原 標 題 「目録標題」	宛 先
		宝曆3年6月		佐々木与惣右衛門 (京本店元メ) 本店・上店名代中・後見中
9	中辻仙庵	明和7年2月 江戸向店組頭退役	遺書之事 「(中辻仙庵遺言状)」	御支配人中
10	野崎了縁 (大坂両替店元メ跡)	安永7年12月	乍憚遺書之事 「野崎了縁遺書」 「野崎新兵衛遺書之写」	三井次郎右衛門 同 御店 井口孫兵衛 (大坂両替店 勘定名代) 中井嘉平次 (同後見) 山の中半兵衛 (同通動支配) 小野平五郎 (同支配) 井上十五郎 (同支配)
11	多田喜左衛門	天明2年2月 京上之店名代 天明5年3月16日 (63)	覚 「覚」	上御店御役人中
12	山の中半兵衛	天明4年2月6日 大坂両替店通勤 支配 寛政元年2月18日	遺書 「(山の中半兵衛遺言并書附類)」	山の中亦右衛門 (親類) 新右衛門 (") 半四郎 (") 次兵衛 (") 新兵衛 (")
13	田中嘉右衛門	天明6年1月 京本店元方掛名代 天明7年6月21日 (56)	御願奉申上候遺 状之事 「(田中嘉右衛門 遺書)」 「御願奉申上候 遺状之事」	御店御老分中・御支配人中
14	川島観了 (京本店元方 掛名代退役川 島利右衛門後 家)	寛政4年4月	口上書を以御願 申上候 「(川島観了家名 相統方ニ関スル 願)」	御本店御役人中

内 容	史料番号
<p>亡夫利右衛門の家督相続人が見つからず、私死後は御店御賢慮を以家督人を見たてて相続するようにお願い申上げる。これにより私死後は旦那様へお譲り申上げる。これについて私の死後当地一家とも在所親類に至るまで形見分け等の義を申出る者があっても、御聞届け下さらないよう。家内諸道具、家屋敷等は先祖利右衛門名跡を相続する者にその儘お渡し下さるよう。</p>	続 563/4
<p>妻ゆかに御憐愍を願ひ上げる。名跡相続の義は追て妻ゆかからお願いするので其節は宜く御下知下さるよう。</p>	本 1496/1-1
<p>実子が無く、名跡を継ぐような心当の者もいず、女の方で家業取立、相続できがたく、私死後は御店御預銀、家財残らず御店へ差上げる。玄甫の名跡は御店の勤仕者から見立てて下さるよう。家財を御店へ差上げる件について一類縁者共から異儀を唱える者は全くありません。</p>	本 1496/1-2
<p>預け銀の内 100 貫を子孫の要銀および非常手当として堅くお預り置下されたい。20貫目は悴平五郎へ、当人退役の節仰せ渡し下さい。銀10貫目は娘理へ、銀50枚を岡本甚左衛門へ、銀50枚を渡辺新助へ、銀30枚を手代源助へ、外善兵衛・弥助・子者へは見計って仰せ付下されたい。残銀高並びに居宅・抱屋敷は妻くのと悴清次郎へ譲り、商売を始めたらお聞糺しの上お渡し下さい。尤清次郎は商売気が薄く、のうのうした性分なので、万一家業しない場合は小家へ変宅仰せ付け下さるか、居宅を半分仕切るか、此所をきびしく仰せ渡し下さるよう。</p>	別 1935/19
<p>男子なく、甥両人は御店御奉公中に不埒あり、姪は一家を持ち私死後は一切構うに及ばず。私暮方は御店に少々借財はあるが御預け銀もあり、小借屋一両軒あり、大溝御屋敷扶持方も頂戴しているので妻子の暮方もできるが、男子がいないので家名永続のみ心配のため、本店筋店々の内から養子をもって相続方お取立お願いしたい。</p>	続 583/3
<p>私死後も、御高恩を忘れず御差図を守り、質素に渡世するよう妻子共へ申付けてあるが、万一思召に叶わぬ時は、如何様ともお取計い下さるよう。親類縁者より文句の出ることは一切ありません。</p>	本 1496/11-I
<p>銀3貫目を妹きくへ、銀2貫目を妹もとへ、御預け銀は1歩通を妻さへの老後用意銀として、1歩5厘は弟万次郎へ同様に、3歩通と諸道具共娘ていへ家名相続元手銀として、2歩通を弟喜三郎へ同断として配当仰せ付けられ、残り3歩通を永く御店にお預かり置下さるよう。右配当を以て夫々家業出精し、質素に渡世する様仰せ付け下さるよう。万一の元手で相続できなければ、お見捨て下さい。後年に至り、万々一家名断絶した時は、相応の人を見たてて、御預りいただいている3歩通りを以て位牌所を立てるようにお世話されたい。</p>	本 1496/11-2

別家手代の遺言状と跡式関係史料

表 (つづき)

No.	姓 名	遺書提出年月 遺書提出時の地位 没 年・(享年)	原 標 題 「目録標題」	宛 先
15	川 島 観 了	寛政11年 9 月	乍憚私死後御願 申上置候 「(川島観了願)」	三ッ井御店御支配人中
16	向崎吉郎兵衛 (玄甫)	寛政11年 1 月22日 京本店大元ヅ 寛政11年 1 月24日 (76)	覚 (向崎吉郎兵衛 遺言状)	本店御役人中
17	向崎 床 (向崎吉郎兵衛 後家)	享和元年 1 月	乍憚指上置候遺 状之事 (向崎玄甫妻ゆ か遺言状)	三井八郎右衛門 御名代中 御支配人中
18	上島七郎兵衛	文政元年 2 月 京本店元ヅ 文政 4 年 4 月26日 (78)	文化十五年寅二 月為吉例遺書認 御願申上置候 「(上島七郎兵衛 遺書)」	御名代中
19	(4代目) 岡本伝右衛門 (京本店大元 ヅ跡)	文政 3 年10月 紅店支配格通勤 (本店支配並) 文政 8 年 9 月14日 (56)	御願申置候遺言 之事	本店御役人中 紅店御役人中 浅井文右衛門(京本店名代) 上原 政次郎(同 平) 杉本 庄次郎(同 平)
20	白瀬喜左衛門	文政 9 年 7 月 京上之店勘定名代 天保 9 年 4 月22日 (66)	一札	御店御役人中
21	白瀬新右衛門	天保 5 年11月 京本店元方掛名代 20に同じ	別紙存入書	御店御役人中

9の中辻仙庵は奉公中眼を病い退職したが、身内から邪堅にされ、鍼で店に出入を許され生計を営んでいた。遺言状の提出先は、おそらく出身店の江戸向店であろう。

20の白瀬喜左衛門と21の白瀬新右衛門は同一人である。京上之店の名前前であった白瀬喜左衛門は勘定名代から、天保二年六月元方掛名代となって大元方に転じ、天保三年三月に名を新右衛門と改めた。天保三年一月に京本店に配転され、天保八年三月に加判名代格となり、天保八年一月に病気で退役した。20と21に八年程の間があり、遺書の内容にも違いがみられる。白瀬は無商売であったが、死の直後に相続人によって質商売が営まれた。

15の川島利右衛門後家觀了は家督相続人の当てがないため、京本店に相続人の見立てを依頼した。京都では、町人が相続をするさいは、次の家産相続人をあらかじめ設定して町に届け出なければならぬ。「死後讓」の制度があり、川島觀了も駈とした相続人を見つけて貰うまで、「旦那様」すなわちここでは本店名前前である三井八郎右衛門に死後相続を委ねたものである。店や主家に死後を讓るといふ史料はほかにも多い。

5の中川清右衛門は質商売であるが、借金返済のために居宅を充てることとし、妻子を何とか京地にだけは住まわせてやれるようお願い、自分店の方は「如何様共御店御差図次第ニ御片付可被下候、外一家ヨリ私跡式之義ニ付聊申者無御座候」と認めている。跡式について中川から依頼を受けた本店は、清右衛門の死去一ヵ月後に、親類河口新七、中河武右衛門の二人から跡式について存

入書の提出を求めた。二人は清右衛門の手代重吉に相談し、末は長男に相続させることにして、一家の子供達四人をそれぞれ主家に奉公に出したり、娘を国許に預けたりと人減らしして儉約することにし、清右衛門後家きよの意向も確かめた上で質商売を続けていきたいと願い上げた。本店はその旨を大元方に上申し、本店から銀一五貫目から二〇貫目までを当分用立ててやりたいと伺いを立てた結果、「銀高拾五貫目迄取替遣し可被申候」と、大元方役同苗三井八郎次郎および八郎右衛門から指令が下されている。

6の石川清有、11の多田喜左衛門、13田中嘉右衛門、14川島觀了、17向崎床、18上島七郎兵衛、21白瀬新右衛門らは店に銀子を預けている。宿持手代は望性銀を店に利子付きで積み立て、退職後も必要に応じて下げ渡して貰うことができるが、ほかに三年勘定ごとに配分される純益金の十分の一割銀も一緒に「通勤元手銀預控」「通勤退役預銀控」という帳面に記載され、店への預け銀として勘定を行なっている。別家手代の財産には、家屋敷、家財道具などのほかに、当然この預け銀が含まれるわけである。また店にとっても預り銀は運用のできる大事な営業資金となる。

13の田中嘉右衛門の遺言状は三通ある。宛先はいずれも「御店御老分中様・御支配人中様」となっているが、うち一通(本一四六一―二三)には印判が押されていない。追書もあとの二通は妻の老後を依頼した同じ文章であるが、その一通には「私兄弟とも、兄藤兵衛儀心体之処甚以不存込候儀も御座候へへ、若哉死後如何跡式相片付申問敷も難計、依之御店表へ御願申上候、若又

申出候共御取上ケ被下ましく、長兵衛儀ハ弥三郎、三四郎親共御座候へハ申出候儀も御座候へ、御堅慮之上宜敷御取計可被下候」と書かれてある。

別家手代が自分店の将来を保全するには、おのおの対策を立てなければならぬが、遺言状を主家に提出して主家に執行を委ねることもその一つであったろう。表にみるとおり、遺言状には、必ずしもそれと標題されていないものもあるし、また書式に一定の形式もないが、跡式相続人の設定と自分の一族に主家の威光をもつてする「御店御差函次第第二御片付可被下」とか「仰付可被下」、「御取計可被下」という書き方はいずれにも共通する。12の山の中半兵衛の場合は、支配店ではなく一族に宛てて、店の差函を請けるよう書き遺している。いずれにせよ跡式を主家に任せることによって相続争いを防ぐことができ、次代の安泰を計ることができるのである。しかしながら遺言状は必ずしも遺志どおりに執行されるかという点、そうでもない。後述する4の加藤道喜の遺言書中、娘とよの姥への配分額が、道喜死後に作成された「跡式申渡書」で変更されていたり、京都で名跡を立てたいという遺志は、大坂移転を望む遺族の願いの方を尊重している。

このように別家の遺言状は跡式に関連する史料と合わせると、当事者の意向、遺族・親類の意向、三井家の対応など、三井家と別家店との関わり方が明らかに becoming くるものである。

山下甚蔵(理泰)は京都出身で、元禄一年(一六九八)七月

に一五歳で京本店に請状を提出してから一四年目の正徳二年に組頭となり、正徳四年(一七一六)に支配、享保六年(一七二一)には名代、同一六年(一七三一)四月元方掛名代とさらに昇進を重ね、元文元年(一七三六)正月に元メとなった。この間、享保七年四月に元手銀として新銀三二貫五〇〇目を貰えることになり、享保一年頃には京都夷川上ル車屋町に質商売を始めた。さらに享保一八年(一七三三)には江戸室町二丁目に塗物店を出している。元文初年に養子庄七(江戸両替店元メ隠勤遠山仲兵衛の子)を迎えると直ちに習字の意味で京本店に勤仕させ、元文四年正月に引き取っている。元文五年五月に身体不調の故をもって本店を退き、寛保元年二月に主家に遺言状を差し出すにいたった。遺言状を示してから間もなく三月一二日五八歳で没している。

史料1は山下甚蔵が病中万一の事を考え、居宅ならびに諸道具・店財産を庄七へ譲り、京都の抱屋敷三軒のうち手代七郎兵衛名義にしてあった二軒を相続人庄七へ変更し、一軒は七郎兵衛へ譲渡するほか親族への現金の譲り分を書き記した遺言状で、三井八郎右衛門と元メ・名代中に宛てて書かれた。京本店大元メ岡本道繁、元メ加東藤助が加判し、西沢勘助(江戸本店支配退役)および山下勝七(庄七)が立会人となっている。

史料2は山下甚蔵没後の寛保元年(一七四一)七月に養子庄七が本店に提出した山下店の勘定目録である。この目録には江戸の塗物店は含まれていない。この目録に庄七とともに深井助九郎が保証人的立場で名を連ねている。深井は京両替店後見役であるが、

庄七の妻の実家でもある。岡本道繁、加東藤助、吉崎新次郎（勅定名代）、小島七左衛門（後見）がこれを改めた。

史料3の「山下甚蔵跡式申渡之覚」は、本来後掲する史料10の「加藤道喜跡式申渡書」と同じように、浄書されて「山下甚蔵跡式申渡書」と題つけられたであろうもの下書であり、本紙は現存しない。形式は山下の遺書（史料1）と、財産勘定目録から相続人庄七の相続分一六六貫目余とほかへの譲り分（五三貫目）を確定し、三井八郎右衛門が甚蔵妻とせ（改貞祐）と山下庄七へ宛てて相続を申渡すというものである。この下書の段階では、宛先や請書中に深井助九郎の名も記されているが、あとで傍線で消されている。本文中、山下家の半季ごとの勘定目録を本店に提出して元メ、名代の印を受け、三年勘定の年ごとにその目録を「本店名前の主人が一覧する」ということが記されている。

史料4は、京本店が手代七郎兵衛に宛てた申渡書の控である。七郎兵衛は縁故があるというものの、山下の質店の重手代とみてよい。山下甚蔵の遺書にある夷川上ル町西側屋敷を譲り受け、古着の自分商売を始めることになった。つまり主家にとっては又別家ということになる。本店では、七郎兵衛が自分店を持っても山下の質店の宿持手代としての勤方心得をことこまかに申し渡している。ことに自分店と主人店の間での質物の入札の仕方、金銀の仕払い等に関し、はっきり区別するよう差図し、主人店をもち立てその相続がうまくいく時は三井家の主人達も満足するであろうし、そうでない時は七郎兵衛の不働きであると思われるであろう。

う、と三井家主人の意向についても書き立てている。

山下甚蔵の妻貞祐は、庄七がこの先質商売をやっているとみて、寛保元年二月二日に甚蔵名跡相続を本店に願ひ出た。これが史料5の《山下庄七家名相続願書》である。願書は直ちに本店から大元方に上げられ、二日後の二月二三日に大元方役の三井八郎兵衛（小石川家二代高副）ならびに次郎右衛門（南家二代高博）が承認印を押しした。八郎右衛門（北家四代高美）は、この頃江戸に出て不在であったため名を連ねていない。

加藤道喜（藤助）は勢州伊勢寺村の出身で、元禄一六年（一七〇三）九月に京本店に入り、享保四年（一七一九）に組頭、同六年（一七二一）に支配となり、享保一〇年一月通勤支配となって同日大坂本店に転じた。享保一三年（一七二八）八月に名代、同二年三月には元方掛名代となり、翌二年（一七三六）正月大坂本店での功績を買われて再び京本店に呼ばれ元メに昇進したが、病をえて寛保三年（一七四三）一〇月に五四歳で没した。遺書は寛保二年八月と同三年九月の両度提出されている。加藤は京都二条通高倉に紙と小間物の店を持ち、大坂高麗橋一丁目にも小間物類の店を持っている。延享元年上季の目録によると三一五貫目程の正味有物高があり、享保一五年に受け取った元手銀二貫五〇目からすると、別家手代としては、かなり大きな身代を築きあげたといえよう。

史料6は寛保二年八月に加藤道喜から三井八郎右衛門宛に出さ

れた最初の遺書で、「乍憚願申上候事」という願書になつてゐる。この中で名跡相続人を甥喜十郎と定め、将来娘の掣とすることや、有銀のうちから兄姉縁者、自分手代の元手銀、寺の關係に至るまで配分を書き記してある。

また死後の京都における家業の永続を懸念して家族の大坂移住を願ひ、さらに京都の店の処分については「此家屋敷へ御傍輩中之内へ譲りニいたし度候、左候へ、のふれんも替り不申」と暖簾へ氣を遣つてゐることに注目したい。

さて加藤道喜の病は一時快復したが、再び病臥したため改めて八郎右衛門宛に提出したのが史料7の「寛保三年九月八日再願申上候事」である。この第二の遺書は最初のものを生かしているが、大坂移住案については状況判断から変更して京地で名跡を立てさせたいと願ひ出ている。しかし加藤の没後四カ月経つた延享元年二月には、妻しを、相続人喜十郎とその後見人加藤伊左衛門の三人から本店役人へ宛てた願書が出され(史料8)、これまで比重をかけていた紙商売をやめ、小間物商に絞りたい意向と、三年忌後の様子次第で大坂へ移転することを匂わせている。宛先人の中西茂兵衛は当時元メ、吉崎新次郎は京本店の元方掛名代、小島久兵衛・佐々木与三右衛門・中野卯右衛門は名代、永田甚三郎は後見である。

史料9は加藤店の延享元年七月の目録である。

史料10は、延享元年九月に京本店で作成された「加藤道喜跡式申渡書」である。これは、加藤の二通の遺書を京本店大元メ岡本

道繁、同元メ中西茂兵衛、同元方掛名代吉崎新次郎の名で書き示し、加藤家の財産三一五貫目余から譲り銀を差引いて、喜十郎の相続する分二四三貫目余を確定し、史料8の遺族の意向も汲んだ上で、八郎右衛門が道喜妻・相続人喜十郎の二人に宛てて跡式について「申渡」すというもので、末尾には道喜妻しを・相続人喜十郎のほか後見人加藤伊左衛門の請書連印がある。相続人喜十郎はこの先半季ごとに勘定目録を作成し「本店へ指出、元メ名代改を請」けるよう命じられてゐる。この跡式申渡書の下書である「加藤道喜跡式申渡書中清」(本一六九四—一三)はここでは掲載することを省いたが、その表書に「如是本紙相認喜十郎方へ子九月廿七日渡し置者也」とある。

遺産の配分については遺書と「加藤道喜跡式申渡書」の下書との間に若干の違いがみられる。例えば娘とよの姥へは遺書では壱人扶持のほか但書に「金五両計被遣」とあるのが、下書では一項とって「拾両」と訂正され、「但右者為形見申渡置預り候末ニ相渡し候様被仰付可被下候」となった。遺書の「法雲寺本堂へ祠堂金」の「三拾両」という金高は、下書では一度省かれた上で合計を出していたが、その後また元の数字に戻しているため、合計金額もいち／＼訂正されている。これは本店役人が勝手にいじつたのではなく、浄書にいたるまでに本店と遺族の間で内談が交わされた結果であるかも知れない。また下書とこの史料10を較べると、宛先のところで前者では喜十郎のあとに書かれていた加藤伊左衛門の名が浄書する前に消されて後者に入っていない。

史料11は延享二年七月に加藤伊左衛門、道喜妻しを、喜十郎の三人から本店役人(史料8に同じ)宛に提出された大坂への引越願である。この大坂移住の件は史料6の加藤道喜の初めの遺書の趣意に従ったものである。願書は中西茂兵衛から大元方へ回され、七月二三日の大元方寄合にかけられている。史料12の口上書は、大坂移住を認められたので、京都の居宅を傍輩へ譲渡する件を本店役人中(前掲)へ依頼したものである。因みにこの家屋敷は中西茂兵衛が移り任んでいる。

(樋口知子)

(1) 今井典子氏(現任友修史室)の在職中作成された別家の証文類カードは約四〇〇通ほど、別家の数は約七〇〇軒ほどある。

(2) 正徳四年に中西宗助、小林善次郎によって別家店救済のため三井家が基金を出して相続講を設立するという建白書が出され(別一八九六ノ四)、享保九年頃に実現している。

(3) 少々長文であるが安政六年九月に三井八郎右衛門、同三郎助から出された「手代永統申渡書」(本一〇三〇)をみると左のようにある。

一通動手代を始家督・暖簾之者何れも先代勤勞之余慶を以追々安穩ニ相続致来候事ニ而、子孫たる者は其親之意趣を継ぎ、尚々苗跡を輝し候様可致事勿論也、然るに近来実子之悻永勤之者稀にして、二代別宅ニ相成候者更ニ無之、其上甚しきは実子二代、三代目に至先代之功勞を空しくいたし、

家名及断絶候族も粗有之、不忠不孝不成一方、歎ケ鋪次第也、依而此度改申渡条左之通

一自今以後たとひ実子たり共不身持等ニ而名跡相続無寛束及見聞之族、主人之意慮ニ不叶候者、名跡相続可為無用候、然る上者其親類又者勤仕之者之内ニ而も主人之意に叶候者相見立、養子相続可為致事

一通動手代之妻井家督之妻共儀、自然夫に後れ候節者支配店之下知に急度随ひ可申候、尚又前書之趣兼而幼少之節より為申聞、格別心を用ひ子ニ教る之道肝要也、女は兎角愚痴にして我子に迷ひ愛ニおほれ子之意に随ひ支配店之下知を不請候者は、母子共前書之通可申附候間、其期に至主家をうらみ杯不致様平生教訓可致置事

一昨巳年二月申渡之通家督を始、退役暖簾之者先代より尚々発達いたし、聊不都合之儀無之様厚く心掛可申候、尤折々内密聞合すへて賞罰敢重ニ取行可申間、此旨兼而可存事一通動手代始家督暖簾之者共召遣之者別家が致候毎ニ書附を以相願候儀者是迄之通ニ候処、又別家之者召遣ひ候者共を我主家へ届ケも無之家号暖簾等勝手儘ニ差免候ものも有之不埒之事ニ候、以来我主家江相願、其上主家支支配店江相聞濟之上取計可申候、右之趣又別家江も急度為申聞置可申事

但表札之儀者去辰年申渡之通急度相守可申事

一又暖簾之者迎も其主家太切ニ相心得家業出精永続いたし候

者外聞実儀手柄ニ候間、此度右ニ相叶ひ候者直暖簾申附、連店組頭退役次席ニも申渡、改暖簾印差免、尚上此ニも夫々矩模ニ可相成筋申付候之間、弥以同苗店々太切者不及申、我主家を厚く心掛可申候、此旨又手代ニ至迄申付置、主従共弥増芳名を残し候様可相励事

これに対し、手代の方でも「若不身持等ニ而名跡相統始終無覚束族達御聞候ハ、御憐愍を以相統方如何様共御差図奉願上候、其期ニ至聊違背仕問敷旨、諸親類者不及申妻子共江も急度申聞置候様可仕候」と請印を押している。

(4) 天明七年一二月の段階では勘定名代以下が商売することについては、「店勤気配り疎」くなるとして認めていない。

(二)申渡書「本一〇五五甲」

(5) 「内寄会聞書」(本一〇一〇)によると、大坂本店在籍中の享保一二年秋から「くし商売」を始めたとある。高麗橋一丁目の大坂本店の向いの五軒ある支店のうちの二軒である。

松本四郎「大坂北組高麗橋一丁目家持借屋人別判形帳」(三井文庫論叢「第9号」参照)。

なお、解説を書くにあたり、次の文献を参考にした。

- 中埜喜雄『大坂町人相統の研究』(嵯峨野書院 昭和五一年)
- 小早川欣吾『近世民事訴訟制度の研究』(有斐閣 昭和二三年)
- 服藤弘司『相統法の特質』(創文社 昭和五七年)
- 足立政男『近世商人の別家制度』(雄渾社 昭和三四年)

宮本又次『近世商業経営の研究』(清文堂 昭和四六年複製版)

凡例

- 一、漢字、仮名ともに現行の字体を用いた。
- 一、読みやすくするために句読点および並列点をつけた。
- 一、符帳は左のとおりである。
 - 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 貫 匁
 - イ セ マ ツ サ カ エ チ ウ シ 舟 メ
- 一、墨消は左傍に「々」を付し、右傍に訂正された文字を「」内に入れた。
- 一、付箋は貼付箇所を「」で示し、文面は適当な位置に「」でくくった上、右肩に(付箋)と注記した。
- 一、史料の配列は、1〜5が山下甚蔵、6〜12が加東道喜で、それぞれ年代順にしてある。
- 一、表題は原則として『三井家記録文書目録』によったが、一部については適宜に直して()に入れた。

史料 1 寛保元年二月〔山下甚蔵遺言状〕本一五〇二一二二

覚

一私儀此間少々快然ニ趣候得共、長病之上之事ニ候得ハ、万々一之事有之候ハ、跡式左之通御建可被下候

覚

一居宅并諸道具勿論、金銀質物等不残悴勝七へ相譲り申候事、則町向名前も相譲り、町内致披露も置候

一間ノ町夷川上ル町西側抱屋敷老ケ所

但シ右屋敷七郎兵衛名前ニ致有之候へ共、追而勝七名前

ニ書替、則勝七へ相譲り申候

一東堀川一条上ル町抱屋敷老ケ所

但シ右屋敷七郎兵衛名前ニ致有之候得共、追而勝七名前

ニ書替、則勝七へ相譲り申候

一東洞院夷川上ル町西側屋敷老ケ所、間口三軒口

右屋敷先達而シテ七郎兵衛名前ニ致置、則右屋敷七郎兵衛へ譲り

可遣候事

一銀拾貫目者

右先達而為合力七郎兵衛へ申渡置候間、右銀子七郎兵衛へ勝手

次第二御渡シ可被下候

一銀拾貫目程

右者七郎兵衛為賄料段々ニ相渡シ時かしニ致有之候、右銀子七

郎兵衛へ此度指遣し可申候間、此段御申渡し可被下候

一銀拾貫目也

右者七郎兵衛事我等すうき有之者、其上数年来実心を以相勤、此末迎も勝七方内外共ニ致相談候者之事故、此度右銀高指遣し申候間御渡し可被下候事

但右銀子へいつ迄も勝七方ニ預ケ置、年五の日合遣シ候

様ニ御建可被下候

一銀三拾貫目也

右者甚蔵隠居料、尤甚蔵死後之上者是以庄七へ相譲り申候

一銀式拾貫目也

右者とせ隠居料

一銀二貫目也

右者姉貞寿様へ指送り候間、勝手次第ニ御渡し可被下候

一銀壹貫目也

右者甚蔵伯母おさきとのへ指送り候間、勝手次第ニ御渡し可被

下候

一右之外相残ル金銀家財一切有物不残悴勝七へ相譲り申候

右之通相違無御座候、以上

元文六年辛酉二月廿二日

山下甚蔵 ㊦

(花押)

三井八郎右衛門様

元々中

名代中

一本文之通私共兩人承知申所、依而如件

岡本道繁 ㊦

史料2 寛保元年七月(山下店目録) 本二〇二四乙一六

(表紙) 寛保元辛酉歲七月目録 山下庄七

寛保元辛酉七月十四日迄目録

金銀請方

一百五拾四貫貳百四拾六匁五分六厘

一拾貫六百拾四匁九分八厘

一拾四貫七百七拾五匁四分四厘

一五貫七百三拾八匁一分叁厘

一九貫貳百四拾五匁四分四厘

合百九拾四貫六百拾九匁九分三厘

金銀払方

一拾六貫九百八拾壹匁五分三厘

一六拾貫六百三拾七匁三分九厘

一三拾九貫七百四拾三匁四分九厘

一四拾六貫四百九拾八匁八分九厘

一八貫六百五拾三匁三厘

但抱屋敷ニケ所普請之入用共

加東藤助 ㊦

立会 西沢勘助 ㊦

山下勝七 ㊦

一三貫六百五拾匁三分九厘

一三百五拾八匁七厘

一壹貫七百九拾三匁六分四厘

一百六拾三匁四分

一拾壹貫貳百貳拾七匁貳分

一三百目

一三百九拾五匁八分六厘

一貳貫九百九拾匁三分

一百目

一壹貫百六匁五分叁厘

一貳拾匁三分叁厘

合百九拾四貫六百拾九匁九分三厘

利損差引

一九貫貳百四拾五匁四分四厘

一拾壹貫貳百貳拾七匁貳分

但同苗病氣旁以物入多ク御座候

一五貫七拾六匁三分八厘

但時貸其外吟味此度出切ニ仕候、尤人參代も此内ニ而払

指引ノ七貫五拾八匁四分四厘

正味在物

一六拾貫六百三拾七匁三分九厘

一三拾九貫七百四拾三匁四分九厘

一四拾六貫四百九拾八匁八分九厘

流物在代物

正在銀高

らうそく方在物

本店通表利足払

小遣入用高

普請料退銀

切賃之口ニ而差引ノ損

本店人參代払

本店ノ振り真如堂奉加

諸方貸シ捨り物

正月ノ七月迄勘定之不足

利入高

小遣高

出切之物

不足

質貸シ高

本店預ケ

正貸シ高

質貸シ高

本店預ケ

正貸シ高

一八貫六百五拾三匁三厘

一三貫六百五拾匁三分九厘

一三百五拾八匁七厘

一匁貫七百九拾三匁六分四厘

合百六拾匁貫三百三拾四匁八分貳厘

内

五貫七百三拾八匁壹分壹厘

引残テ

百五拾五貫五百九拾六匁七分七厘

右之通勘定相違無御座候、以上

寛保元辛酉歳七月

時貸シ高

流物在代物

正在銀高

らうそく方在物

諸方預り引

一八百匁

右之通改相違無御座候、以上

一五拾匁メ貳百五拾六匁五分

右は山下甚蔵存生之内被下置候銀高也、尤申ノ春被仰渡三ヶ年過亥ノ春右銀子御渡被下候趣有之候、依而本店へ預ケニ建

惣正味有高

貳百拾九貫八百五拾三匁貳分壹厘

右之通勘定相違無御座候、以上

右相改一覽申処、依而如件

メ

東堀川一条上ル町家屋敷

一ヶ所

但 表口 五間八寸

裏行 貳拾匁間四尺

深井助九郎 ㊦

ル

山下庄七 ㊦

深井助九郎 ㊦

居宅一ヶ所二軒役

但 表口 六間

裏行 拾四間三尺

メ 間ノ町家屋敷一ヶ所一軒

役 表口 九間壹尺八寸

メ 裏行 拾五間半

但 表口 九間壹尺八寸

裏行 拾五間半

古銀 一六貫貳百匁

古銀 一六貫匁

山下庄七

深井助九郎

岡本道繁

加東藤助

吉崎新次郎

小島七左衛門

史料3 寛保元年十一月、山下甚藏跡式申渡之覚[本一六九四—

〔系統〕
「山下甚藏跡式申渡之覚」

山下甚藏事

法名

安山理泰跡式相統

申渡之覚

一甚藏存生之内跡式相統之遺言書左之通ニ候

一私儀此間少々快然趣候へ共、長病之上ノ事ニ候へは万々一之事

有之候へ、跡式左之通御建可被下候

覚

一居宅并諸道具勿論金銀質物等不残悴庄七へ相譲り申候事、則町

向名前も相譲町内致披露置候

一間ノ町夷川上ル町西側部屋敷一ヶ所

但右屋敷七郎兵衛致名前有之候得共、追而庄七名前ニ書替

庄七へ相譲申候

一東洞院夷川上ル町抱屋敷一ヶ所

但右屋敷七郎兵衛致名前前之候へ共、逐而庄七名前ニ書替

則庄七へ相譲申候

一東洞院夷川上ル町西側屋敷一ヶ所

間口 三間口

右屋敷先達而る七郎兵衛致名前、則右屋敷七郎兵衛へ譲

可遣事

一銀拾貫目は

右は先達而為合力七郎兵衛へ申渡置候間、右銀子七郎兵衛勝手次第御渡可被下候

一銀拾貫目程

右は七郎兵衛為賄料段々相渡致時貸有之候、右銀子七郎

兵衛へ此度指遣可申候間、此段御申渡可被下候

一銀拾貫目也

右七郎兵衛方我等柩機有之者、其上数年来実心を以相勤此末

逆も庄七方内外共ニ致相談候者候事故、此度右銀子指遣し候

間御渡可被下候事

但右銀子ハ毎迄も庄七方ニ預り置年五ノ日合遣し候様御

建可被下候

一銀三拾貫目也

右は甚藏隠居料也、尤甚藏死後之上ハ是以庄七へ相譲申候

一銀式拾貫目也

右はとせ隠居料

一銀式貫目也

右は姉貞寿様へ指送候之間勝手次第御渡可被下候

一銀壹ノ匁也

右は甚藏叔母おさきとのへ差送候之間勝手次第御渡可被下候

一右之外相残る金銀家財一切有物不残悴庄七へ相譲申候

右之通相違無御座候、已上

元文六年辛酉二月廿二日

山下甚藏

印形并書印有

三井八郎右衛門様

元ノ中

名代中

一本文之通私共兩人承申所仍而如件

岡本道繁 印形有

加東藤助 同

立会 西沢勘助 同

山下庄七 同

右遺言ノ本紙本店ニ預り置申候

右遺言書を請勘定申渡候処左ノ通

一寛保元辛酉年^{正月}七月十四日迄 勘定目録相認指出し被申、改一覽申候

処、惣正味有物高式百拾九ノ八百五拾三匁也

右目録本店へ遺書と一所ニ預り置申候

一右目録有物之内譲り分左之通

寛

一銀三拾貫目者 但遺書表三口迄

外ニ東洞院夷川上ル町西側間口三間口ノ家屋敷一ヶ所、尤七

郎兵衛名前也

右之分七郎兵衛譲り委細遺書之通

一銀式拾貫目也

右は甚蔵妻とせへ為隠居料譲り委細遺書之通

一銀式貫目也

右は姉貞寿尼へ譲り、委細遺書之通

一銀壹貫目也

右は甚蔵伯母おさきとのへ譲り委細遺書之通

右

外へ譲惣高合

家一ヶ所ト

銀高五拾三貫目

引残テ

百六拾六ノ八百五拾三匁

但居家屋敷并抱屋敷二ヶ所共ノ高也

但甚蔵相果候付隠居料三拾貫目此讓高込ル也

一右勘定目録一覽申所、甚蔵長病相煩病中ノ入目并死後ノ弔料等

余程物入有之由候へ共、右入目出し切致相残所右目録ノ銀高

也、甚蔵質朴に暮候付元手銀等今日迄相応有之重疊之事ニ候

一右紙面之趣本店ノ元方へ指出し令一覽候、甚蔵遺言書之通本店

元ノ名代立会之上夫々可被申渡候、相残ル銀高并家財共ニ庄七

へ遺書之通申渡し候

一甚蔵儀衷心を以年數勤仕元ノ役迄相勤候者ノ事候へは、其方右

讓申渡候上は家能治、家業躰相助内証向質朴暮次第延銀出来

候、甚蔵跡式相統繁昌致候様相心へ可被申候

但半季ノ目録相認本店へ指出元ノ名代改ノ印形取之、扱

本店三ヶ年目ツ、ニ大勘定有之候、右大勘定年ニ三ヶ年目

大勘定年ニ右目録本店名前ノ主人一覽可申候之間、本店元

ノ名代ノ名前主人方へ指出し可被申候

一七郎兵衛事甚蔵少縁も有之者之由、然は是以渡世致相統候様庄
七方の氣ヲ付遣可被申候、尤七郎兵衛儀は庄七方家業跡万端工
面宜候様、衷心を以相働可申候
右申渡所依而如件

寛保元年辛酉十一月

三井八郎右衛門

山下甚蔵妻とせ事
貞祐との

山下庄七殿

深井助九郎殿

右甚蔵跡式山下甚庄七へ相統被為仰渡被下難有仕合奉存候、右御
紙面之通商売跡随分相励内証向質朴暮家能相治、甚蔵跡相統繁昌
仕候様出精可仕候、尤庄七いまた年若候付、助九郎万事氣ヲ付候
様被為仰付委細奉畏候、右為御請仍而如件

山下甚蔵妻
〔登〕
〔付箋〕
「貞祐」
勢

山下庄七

深井助九郎

史料4 寛保元年(山下甚蔵死後同家手代七郎兵衛へ申渡書控)

本一六九四一六

〔表紙〕
「申渡書」

申渡覚

一山下甚蔵病氣養生種々尽手候得共医療不相叶、当三月死去、殘
念至極絶言語候、然共生死無常無是非事、此上は家相統肝要之
事ニ候

一甚蔵儀年来衷心を以勤仕、仍而元々役迄被蒙仰候家柄之儀故、
分而御主人の永々名跡相統極大切ニ思召、勿論御家法ニ而万端
御主人の思召入次第御指図を以被仰付候御義、今更不及申候、
依之名跡相統之建方至極大切之儀被思召ニ付、此度店表の建方
存入申渡し候様被仰付、則左之趣有之候

一庄七儀甚蔵存生之内名跡ニ相願被申、庄七実父重昌大役相働被
申候家柄ニ候得者相応之儀と御聞濟、願之通名跡ニ被仰付、則
甚蔵存生之内町内等江も相弘メ置、扱又身上向讓等夫々遺言書
相認、八郎右衛門様へ指上置被申、其節御覽之上尤之儀と御聞
濟被遊候、然ニ此節御在江之御事故当秋御上京被遊候上、甚蔵
願書之通被仰渡候御積有之候

一貴殿義是迄其甚蔵方主従之建ニ而之段被申上置候得共、外之
家来とは違少々訳も有之様相聞得、其上貴殿年来衷心を以相勤
被申ニ付合力銀之義格外厚ク申渡し度趣、遺言書を以相願置被
申候ニ付、是以御聞濟被遊御上京之上被仰渡候御積有之候間、
此旨兼而相心得可被申候

一貴殿義甚蔵存生之内自分相応之商売跡見立候様被申渡、仍而古
着商売兼而心付有之処、幸相応之仕似せ株有之ニ付相求、右之

処へ引移被申由令承知候、然に甚蔵堅固居被申候へ、貴殿自分商売駄一向ニ相離れ被致候仕方も宜可有之候得共、不存寄甚蔵不幸其上家内手代等も未暇と丈夫ニも相聞へ不申、扱亦甚蔵遺言書之趣貴殿義へ仮令自分ニ相成候共いつ迄も相見廻致世話候様被申置、依之貴殿存生之内は役料等も申渡し有之事ニ候、此節へ大切之場ニ有之候得、日々車屋町へ相見廻、商売駄へ不及申諸事用向相勤可被申候、尤庄七も商売駄万端得と鍛練被致候様随分貴殿が仕似せ可被申候

一 右申入候通貴殿義甚蔵手代之建ニ而候得者、庄七迎も同前之義申迄も無之候へ共挨拶旁是迄之通ニ相敬ひ可被申候、尤庄七志之処へ心底心得可有之事ニ候

一向後庄七貴殿互に一致水魚の思ひをなし、聊之儀ニ而も諸事無別心示合、何事も冤角庄七、貴殿一致和熟相談之上ニ而万事相片付可被申候、夫共万一此末兩人相談之上ニ而落着不致時は店へ向相伺可被申候、其節如何様共分相立候様取計可申候、必聊之儀ニ而も庄七、貴殿別心有之時は第一御主人江之不忠、甚蔵江之不孝之筋ニ候間、此処能々得心ニ而相勤可被申候

一 貴殿是迄へ無商売ニ而有之候故、筋を立申渡候儀も無之候得共向後へ自分商売駄も被致、又は甚蔵死去後之事ニ候得者、貴殿心之備第一嚴重ニ相建不被申候へ見世之者、其外申付方自然と用ひ方光りも薄可有之と被存候、既ニ本店にても銘々宿持通勤ニ相成候へ、仮令着用品又は少々切はしニ而も相調候時聊勝手間敷儀不仕、世間並ニ相立申事ニ候、是則重たつ役人

之慎事ニ而有之候、貴殿とても同前之儀ニ相心得可被申候、仍而存入左申入候

一 見世質物之内乃至流れ物等有之時、外々手屋入札直段之内高札直段ニ而貴殿方へ買請被申候得は、是他所へ売渡候通之事ニ候へ、貴殿望之物買請被申候而少も不苦筋候得共、是共ニも潔白ニ相立被申、車屋町流れ物之分へ何れも不残外々へ売払候建方ニ相心得可被申候、畢竟へ入札之内高札ニ而買請被申候時は左耳益も無之事、然者外質屋へ流れ物相調被申候同前之儀故、無用ニ相建申候間左様相心得可被申候

一 貴殿自分入用金銀取引有之節は庄七へ相届被申候上ニ而取引可被致候、若夫共庄七他行なと被致候へ、被罷婦候上ニ而請取候様相心得可被申候、此等之義も重役相勤候ものは其家之政事ニ而有之ニ付如此相建申事ニ候

但是迄迎も金銀取引可有之と被存候、是等も此度相改通帳拵置被申互ニ請取渡し、印形致置可被申候

一 五節句払等は迄は貴殿裏合せニ住居被申候義、勿論老人ニ而両方払方等之世話被致候故、車屋町見世ニ而自分払も一所ニ致遣被申候義も可有之と察存候、向後へ別宅程隔居被申事ニ候へ、自分払方銀子入用有之時へ高ニ而別ニ請取被申候様相建可被申事、其外聊之儀ニ而も右ニ順し申候間、夫々右之趣相心得可被申事

一 右之通荒増存入相建申候、庄七商売駄段々はまり強相成工面克相統被致候時へ、庄七義へ不及申貴殿実心を以世話被致候功も

相立、主中様方ニも御満足被為思召候、若亦家内治方悪敷商売
躰も不工面相成候時は、第一貴殿不働之筋ニ思召候間、兼而此
旨相心得可被申候

一 貴殿儀自分商売躰も取掛り被申事候得者、是迄之通必至と昼夜
打はまり居申義も相成申間敷候、然時は申迄無之候得共、第一
ハ庄七へ商売躰万端得と示合随分主人相応之位を付、扱家内手
代始下男下女等迄も夫々憐愍を以被申付候時は、則一致無如在
出情申道理候、勿論庄七、貴殿主従一致和熟ニして相勤被申候
時は家能治り、家業繁昌之基不過之候、然上ハ弥以聊之儀ニ而
も互に無別心我意を立不申敬ひ勤所を以忠とも孝とも可云也、
此兩道能々相守被申候時は、則貴殿ともに永々相統繁昌之道理
有之候間、随分大切相心得可被申候

一 役料是迄一ヶ年サ舟、宛之申渡しニ有之候得共、此度相改右
サ舟、之外ニ左之通

一 銀子五百目 一ヶ年役料

右之通先々此末三ヶ年之間申渡し候、是迄ハ格別宜有之候、
猶亦三ヶ年相済候上ニ而相改遣可申候、是と申も車屋町無故障
繁昌不致候而ハ此建も難致候、右之大旨吞込被申、何分ニも申
合相勤可被申候、仍而改申渡処如件

年号月日

本店

越後屋七郎兵衛殿

(付箋)

一 貞寿尼ハ不及申貞ゆふ尼兩人とも家内治方心遣なく諸事万
足被致候様是又たかいニ氣ヲ付相勤可被申候

史料 5 寛保元年一二月「山下庄七家名相統願書」

本一五〇二一一一

乍憚奉願上候事

一 甚蔵跡式之義ニ付此度御書附以結講被為仰渡被下、世悴庄七義
者不及申、私共迄渡世相統可仕と難有御儀ニ奉存候、就夫庄七
義、諸事吞込宜家義以出情仕候御事ニ御座候得者、甚蔵名跡無
相違相統可仕と奉存候間、庄七義此度甚蔵と改名被仰付被下候
様奉願候、右之趣主中様方へ宜敷様被仰上被下、何とぞ願之通
改名被為仰付被下候ハ、難有奉存候、仍之書付ヲ以御願奉申上
候、以上

十二月廿一日

山下貞祐

本店御役人中様

(裏書) 一 表書之通聞届申候、已上

西十二月廿三日

八郎兵衛 次郎右衛門

史料 6 寛保二年八月「加藤道喜助遺言状」

本一五〇二一三一一二

乍憚御願申上候事

一 私相果申候ハ、左之通被仰付可被下候
一 私身上目録之高凡マ舟、尤抱屋敷共
一 私甥喜十郎ハ名跡相統被仰付可被下候、尤七、八年も過候ハ、

娘豊卜御娶合可被下候

但名前数寄御座候間、喜十郎ニ而相統被仰付可被下候

一家財不殘右兩人へ被仰付可被下候

但シ有銀之内左之通

一金三百兩 兄伊左衛門へ

〔尤拾年賦ニ御渡し可被下候
但一ヶ年ニ三拾兩宛〕

一金貳拾兩 姉妙智へ

但元金預り置利足ノ心ニ而毎年壹兩貳步ツ、差遣候様

ニ被仰付可被下候

一金貳拾兩 姉寿清へ

いたし方右同断

右兩人相果候へ、在所ノ寺へ祠堂へ上ケ申積ニ御座候

「センサメ、」

「センサメ、」

一銀シサメ、 汐隠居料

右銀子当分相渡申ニテハ無之候、追而隠居ニ而も致度と申

時ハ利足トノ年ニ壹メ五百目ツ、相渡し候様ニ被仰付可被

下候、夫迄ハ小遺料トノ年ニ五百目ツ、相渡候様ニ被仰付

可被下候

一銀壹メ目 木屋栄寿へ被遣可被下候

但何時ニ而も勝手次第ニ御渡可被下候

一銀拾貫目 大坂下人庄司甚九郎へ元手銀

一銀貳百枚

大坂下人深見庄兵衛へ

右兩人者共実手ニ相勤申候、宿入之節被仰付可被下候

一金三拾兩 法雲寺本堂江祠堂御上ケ可被下候

但シ此義ハ大坂へ引越申時ハ寺簿ク相成候故如此、又京

都ニ居申時ハ奉加等宜致可申候

一真如堂、大坂西方寺并勢州龍泉寺へ相応之法事料御上ケ

被成可被下候、但真如堂惣石塔へ戒名御彫入可被下候

一金拾兩 当台所ニ遣申候伝助へ被遣可被下候

但右金子預り置、末ニ而被遣可被下候

〔付箋〕 一金貳拾兩

娘豊姥へ遣し可申候

但此者義へいつ迄も台所世話致させ申心ニテ候、夫と

も願も申出し候へ、其節聞届壹人ふちハ存生之中遣し

中心也

但シ金五兩計被遣可被下候

右之通夫々被仰付可被下候

此外ハ存入無御座候、召使候者此外有之分ハ、未タ年数も無

之故沙汰ニ及不申候、又々追而之義ニテ御座候

一私身上向御厚恩ヲ以當時ニ而ハ結講ニ相統仕真加至極難有奉存

候、然るニ私相果申候而ハ当地ニ而中々永ク相統難及候間、一

周忌相立候ハ、妻子とも不殘大坂見世へ御引越せ可被下候、彼

地へ打込候ハ、余程内証物入も違、又ハ大坂見世ニテハ一ヶ年

ニ七、八メ目計も商徳有之候故、右之銀子又ハ宿賃等打込候ハ

、年中賄たけハ可有之候、然ハ引残有銀之分ハ御店へいつ迄も

日合なしニ御預り置被下候様ニ奉希候、左様ニ仕候ハ、世忰之

時代も無故障相統可仕と奉存候事、宜様ニ奉願上候

一右之通ニ相認候得共追書之通京住致候時者勝手方入目も少々

相増申御義、然ハ右有銀之内慥成入替等^(一)杯^(二)ハ喜十郎ニ御見

させ可被下候、夫とも半減程ハ日合なしノ店ニ御預り置可被

下候」

一兄伊左衛門義、生得堅キ者ニ御座候、喜十郎杯も若年者ニ候ハ

ハ後見トノ半季程ツ、も大坂へ相詰メ候様ニ被仰渡可被下候

一此外之義ハ御見慮之上如何様とも被仰付可被下候、併右申上候

通初終之所大坂へ引越せ申積、扱此所ハ見世商内ハ未タ新見世

之事故、中々家業ニ掛り不申候得共、次第ニ仕似せ申候ハ、

家皆ニも相成可申候哉ト奉存候、右商売^(三)之義ハ御勝手次第此

家屋敷ハ御傍輩中之内へ譲リニいたし度候、左候ハ、のふれん

も替り不申工面宜候、夫とも其御方も無御座候ハハ其通り之事

ニ候、先ハ私存入右之通仕度候

一 又再追啓

一 いせ寺

健入坊

市右衛門後家

右兩人ハ金五兩ツ、遣可申候、是ハ我等請人之家、其上縁

者之方ニ候間、其旨心得、尤いつ迄も念比ニいたし可申候」

奉願上候、以上

寛保二年戊八月十三日

三 八郎右衛門様

加東藤助

利恒(花押)

史料7 寛保三年九月「(加藤道喜助遺言状)(再願書)」

本一五〇二一三一—二

寛保三年九月八日再願申上候事

一私去秋大病相煩申候故、其節書置相認申置処本腹^(一)仕、及御沙汰

ニ不申候、然所又々当秋同前之病症相煩、兩度之義故快氣無寛

束奉存候、仍之去年相認申候書置一覽申候処、今日ニ而曾而相

替儀無御座候、併左之一件可然様ニ被仰付可被申候

一私相果申候ハ、跡相統若年之者無心許奉存大坂へ引越候様ニ相

認置申候いと、近年当地ニ而も少ツ、商売之手段も仕候ハハ

御影ニ而如此迄相成候事ニ候ハハ、何とそ爰許ニ而私名跡も相

応ニ相達させ申度候、此義ハ名跡之者ともへ心底御聞被下可然

様ニ奉願上候

一上店ニ相動居申候彦三郎義、私甥ニ而御座候、此者義ハ在所伊

左衛門名跡相統仕者故、伊左衛門へ譲リ金遣し候ハハ同前之義

故其儀無御座候

一在所寺龍泉寺へ金拾兩祠堂遣し申度候

一同所寺国分寺へ金拾兩奉加いたし遣し可申候

右之通改存入ニ御座候、被仰付可被下候、此外ハ去年相認候通少

も相違無御座候、以上

加藤道喜

利恒(花押)

柄そたち等悪敷御座候故、彼是差合去春之頃、小間物商重仕候
処、相応歩廻も宜相見得申候へ考、向後、小間物商一通り仕度
奉存候、勿論道喜迎も兼而、右之存念ニ罷在候、乍併当分ニテ
口すぎニ掛申程之義者御座有間敷候得とも、家内人数も相減
し、随分約仕、御影を以京、大坂とも無志相統仕度奉存候、乍
併末々之義者難計奉存候間、三年忌迄、道喜相果候宅ニ而弔申
度奉存候、何卒願之通御聞濟被遊被下候へ、重々難有仕合奉存
候、猶又其期之様子ニより亦々御願可申上候間、右之趣何分宜
御沙汰可被下候、右御願奉申上度、書附を以如此御座候、以上

寛保三年亥九月八日
八郎右衛門様

史料 8 延享元年二月 (加藤道喜跡式相統一件ニ付願書)

本一五〇二一三一

書附を以御願奉申上候

一道喜儀者御厚恩を以渡世安泰相統仕来、冥加至極難有仕合難尺
筆紙奉存候、然る処両度迄不存寄大病相煩、御影を以無残所養
生仕候得とも其甲斐も無御座残念奉存候、依跡相統之義喜十郎
へ被為仰付被下、其上万端結講ニ蒙御意是又難有仕合奉存候、
就夫御願申上候へ、当地私見世ニ而紙類并小間物商買仕候処、
新見世之義、殊紙類ハ存之外手ひととき商ニ而御座候故、中ノ、当
地ニ而相統難相成候ニ付、道喜去々戌年相認置申候通、大坂表
へ引越申候時者内外とも殊之外勝手宜御座候故、私とも迎も右
之心底ニ御座候、然るに去亥五月大形櫛笄御停止之旨御触有之
ニ付、其当分ニテハ、籠甲類一向相捌不申候故、其節ハ小間物類
調下申候処、相応相捌申候、依之当地居住仕候得者買方等勝手
宜御座候故、又々去亥年追加認殘置申事御座候

一 当地私見世紙類重之商ニテ御座候処、前文ニも相認申候通之商
ニ而日合さへ廻兼申候様成仕義御座候、尤何れ之商ニても不合
道利ハ乍無御座候筈、一駄之所細キ商、殊紙屋中間風俗不宜人

寛保四年
子二月

子二月

加藤伊左衛門 ㊦
加藤しを ㊧
加藤喜十郎 ㊨

中西茂兵衛様
吉崎新次郎様
小島久兵衛様
佐々木与三右衛門様
中野卯右衛門様
永田甚三郎様

史料 9 延享元年九月 (加藤店目録)

本二〇二四乙一九

延享元歳子七月有物
一四拾貫貳百四拾五匁八分 大坂見世有代物并正有銀
一四拾九貫百六拾六匁壹分 京見世有代物并正有銀

別家手代の遺言状と跡式関係史料

- 一三拾三貫六百目
- 一拾八貫目
- 一六貫五百目
- 一九拾九貫五百卅五匁二分
- 一四拾八貫三百七拾七匁五分
- 〆貳百九拾五貫四百貳拾四匁六分
- 内
- 貳貫五百貳拾九匁
- 九貫七百四匁四分
- 貳貫四百七拾四匁八分
- 〆拾四貫七百八匁貳分
- 引残
- 貳百八拾貫七百拾六匁四分
- 内
- 貳百七拾九貫百九拾四匁三分
- 指引残
- 壹貫五百貳拾貳匁壹分
- 利損差引
- 一拾壹貫三百七拾三匁七分五厘
- 一三貫百卅四匁壹分七厘
- 一貳貫七百七拾貳匁八分六厘
- 一四貫六百拾六匁八分
- 〆貳拾壹貫八百九拾七匁五分八厘
- 大坂抱屋鋪
- 衣棚屋敷
- 聖護院森屋鋪
- 諸方正銀かし
- 御割銀
- 諸方預り
- 退銀
- 子秋日合預
- 前有物引
- 余慶
- 大坂商徳并早引徳
- 京見世右同断
- 家賃入
- 利足入

- 内
- 壹貫七拾九匁三厘
- 三貫八百五匁九分
- 六百六拾貳匁三分
- 九貫貳百五十壹匁七分
- 壹貫目
- 〆拾五貫七百九拾八匁九分三厘
- 差引
- 六貫九拾八匁六分五厘
- 又内
- 貳貫百六拾匁
- 貳貫四百七拾四匁八分
- 〆四貫六百三拾四匁八分
- 引残
- 差引前ニ有
- 右之外ニ
- 一貳拾貫目
- 右之通相改相違無御座候、以上
- 居宅
- 抱屋鋪諸入用
- 大坂見世諸雜用
- 同処札引
- 京諸雜用
- 手代元手普請料退銀
- 有物之内不時札引
- 子秋利足退
- 延享元年子九月
- 延享元年子九月
- 加藤伊左衛門
- 加藤しを
- 加藤喜十郎
- 史料10延享元年九月「加藤道喜跡式申渡書」本一六六六

(表紙)
「加藤道喜跡式申渡書」

加藤道喜

法名

歡眷觸光道喜

右有銀高之内

一金三百兩

兄伊左衛門江

但右金高十年賦ニノ一ケ年ニ卅兩宛御渡可被下

候

一金貳拾兩

姉妙智江

但元金預り置一ケ年ニ壹兩貳步宛指遣、妙智相

果候ハ、在所善提所へ祠堂ニ上ケ候様被仰付可

被下候

一金貳拾兩

姉寿清江

但元金預り置一ケ年ニ壹兩貳步宛指遣、寿清相

果候ハ、在所善提所へ祠堂ニ上ケ候様被仰付可

被下候

一銀貳拾五貫目

しほ 隠居料

但右銀高預り置、追而隠居ニ而も仕候ハ、一ケ

年ニ銀貳貫目宛、右為利足相渡し候様被仰付可

被下候、隠居いたし候迄ハ小遺料として一ケ年

ニ銀五百目宛相渡候様被仰付可被下候

一銀壹貫目

木屋栄寿江

但勝手次第御渡可被下候

一銀拾貫目

大坂手代

但右は元手銀として申渡預り置、入用之節相渡

遣候様被仰付可被下候

一六貫五百目

三百拾五貫四百貳拾四匁六分

子ノ七月十四日改惣有物高也

一道喜存生之内跡式相統并譲り分ケ遺言書左之通

一乍憚御願申上候、私相果候ハ、左之通被仰付可被下候

一私甥喜十郎江名跡相統被仰付可被下候、尤存寄有之候得者名

前之儀はやはり喜十郎と仕、七、八年も過候ハ、娘とよと娶合

家財金銀家屋敷共不残右兩人江被仰付可被下候、尤身上向有

銀抱屋鋪共凡三百貫目と見申候而、右之内譲り方仕方左之通

有物之寄

但子ノ七月十四日勘定改

一四拾八貫三百七拾七匁五分

割褒美残り本店へ預ケ

一九貫七百四匁七分

積銀之除

但手代元手引當

一三拾三貫六百目

大坂抱屋鋪

一拾八貫目

京衣棚抱屋敷

一貳拾貫目

居宅

一百七拾九貫貳百四拾貳匁七分

諸方貸し附并正有銀

一六貫五百目

京大坂商売方有物共

一六貫五百目

聖護院森抱屋敷

三百拾五貫四百貳拾四匁六分

子ノ七月十四日改惣有物高也

一 銀式百枚

大坂手代

深見庄兵衛江

但宿入いたし候節申渡候様被仰付可被下候

一金拾兩

京台所ニ召使候

伝助江

但右金子預り置、弥実体相動候ハ、末ニ而相渡

遣候様被仰付可被下候

一 老人扶持

娘とよ

うは江

但此者儀ハいつまでも台所向世話為致申積ニ

候、夫共末ニ而相願宿持候ハ、其節右老人扶

持存生之内指遣候様被仰付可被下候

一金拾兩

右同人江

但右は為形見申渡置、預り候而末ニ而相渡し候

様被仰付可被下候

一金五兩

伊勢寺

健入坊江

一金五兩

市右衛門

後家江

但右兩人ハ私請人之家ニ而御座候、其上縁者ニ

而有之ニ付右之通指遣申候、勝手次第指送申様

被仰付可被下候、且又右之訳ニ候得はいつ迄も

懇意ニ相心得させ申度奉存候

一金式拾兩

法雲寺隠居

恬誉和尚江

但右は為遺物指遣候様被仰付可被下候

一金拾兩

在所

龍泉寺江

但右は祠堂金之ノ指遣可申候

一金拾兩

在所

国分寺江

但右は為奉加指遣可申候

一金三拾兩

法雲寺本堂江祠堂金

但右祠堂金ハ大坂表江も引越申時は疎遠ニ相成

申ニ付、上ケ申積ニ候、然共京都ニ住居いたし

候得は祠堂ニ者及不申、奉加等ニ指遣候様被仰

付可被下候

金四百四拾兩

銀四拾四貫六百目

一 真如堂大坂西方寺江相成之法事料指遣候様致度候、

扱亦真如堂惣石塔江戒名御彫入可被下候

一 彦三郎儀は伊左衛門名跡相統仕候者故、伊左衛門江

譲り金指送り候ニ付同前之儀故、彦三郎江は遺物指

送り不申候

右之通夫々被仰付可被下候、此外存寄無御座、尤召使

之者未年数も無之故沙汰ニ及不申候

一私身上向御厚恩を以結構相統仕冥加至極難有奉存候、然に私相果申候而者当地ニ而中々永ク相統難及候間、一周忌相立候ハ、妻子とも不残大坂見世江御引越せ可被下候、彼地へ打込候ハ、余程内証物入も違、又は大坂ニ而者一ヶ年ニ七八貫目計も商徳有之候故、右之銀子又者家實等打込候ハ、年中賄たけは可有之候、然者引残有銀之分者御店へいつまでも日合なし御預り置被下候様奉希候、左様ニ仕候ハ、忤之時代も無故障相統可仕候得は、宜様ニ奉頼上候

一兄伊左衛門儀生得堅キ者御座候、喜十郎なども未若年候得者、為後見半季程宛大坂江相詰候様被仰付可被下候

一此外之儀は御賢慮之上如何様共被仰付可被下候、併右申上候通始終之処大坂へ引越せ申積、扱当地は見世商未新見世之事故中々家業ニ抱り不申候得共、次第ニ仕似せ候ハ、家督ニも相成可申哉と奉存候、右商売之儀ハ御勝手次第此家屋鋪ヲ御傍輩中之内江譲リニ致度候、左候ハ、暖簾も替り不申工面宜御座候、夫共左様之御方も無御座候ハ、其通之事ニ候、先者私存入右之通仕度候

右之通荒々存入残し置申候、猶此上者寛角宜様如何様共御下知奉願上候、以上

寛保二年戌八月十三日
三 八郎右衛門様

加藤藤助 判

一私儀去秋大病相煩申候故其節書置相認申置候処本復仕、御沙汰及不申候、然処又々当秋同前之病症相煩、両度之儀故快氣無覺束奉存候、依之去年相認申候書置一覽仕候処、今日ニ而曾而相替儀無御座、併左之一件可然之様被仰付可被下候

一私相果申候ハ、跡相統若年之者無心許奉存候ニ付、大坂表へ引越申様相認置候得共、近年於当地少宛商売之手談も仕候得者、御蔭ニ而如此迄相成申事ニ候ハ、何とそ爰許ニ而私名跡も相応ニ相建させ申度候、此義者名跡之者共江心底御聞被下可然之様奉頼上候

右之通改存入ニ而御座候、宜被仰付可被下候、此外者去年相認置候通、少も相違無御座候、以上

追書

右之通京住仕候時は勝手方入目も相増申候、然者右右銀之内隨成入替等喜十郎ニ御廻させ可被下候、夫共半銀などは日合なしニ本店ニ御預り置可被下候

寛保三年亥九月八日
三 八郎右衛門様

加藤道喜

右之通私共承申候処相違無御座、則右遺言書本紙本店ニ預り置申候

岡本道繁
中西茂兵衛

右遺言書を以勘定申渡所左之通

立会 名代後見

吉崎新次郎

一延享元年甲子^{正月ヨリ}七月十四日迄、勘定目録披見申処惣有物高左之通

一三百拾五貫四百貳拾四匁六分 惣有物高

右有銀高之内譲り分左之通

一金四百四拾兩 遺言書之通無相違相渡可被申候

此代セシニ、カシ、 但前ニ委細書有之

一銀四拾四貫六百目 遺言書之通無相違相渡可被申候

但前ニ委細書有之

式口銀ニノ七拾壹貫六百六拾目 物譲り高

引残式百四拾三貫七百六拾四匁六分 正味惣有物高

但居宅并 抱屋鋪、大坂抱屋敷、都合四ヶ所家屋敷

代込候銀高也

右之通金銀家屋敷并諸道具共不残喜十郎へ相渡し申候、追而

娘とよと娶合睦鋪いたし、勿論母しほへ孝心を尽し、扱家業

第一ニ打はまり、内証向暮方質朴ニいたし、次第ニ延銀出来、

道喜名跡永々無恙致相統候様相心得可被申事

但半季ノ勘定目録相認本店へ指出、元々、名代

改を請可被申候

一道喜遺言書之内最初相認候へ、京都商売相止メ大坂へ引越申積有之候処、翌年又々存寄申出し、大坂へ引越申儀致無用当地住居致度趣ニ而皆々心腹聞及候処、当地小間物商段々仕似せ候

由、勿論大坂へ之買送り旁勝手も宜候ニ付当地ニ而商売致度、

第一者京都住居ニ而三年忌相申度、其上ニ而商売躰様子ニよ

り又々願指出し可申趣当春願書を以本店役人ともへ申出し、令

承知候、何れに大坂へ罷越候方可然筋ニ存候得共、先右之通達

而相願申事故聞届置候条、此上者何とそ京、大坂共無恙致相統

候様可被相心得候、当地商売躰相統之筋ニ候へ、又々追而

其趣可被申出候

一右之工面ニ有之時は、京・大坂大まいの業に候得者、喜十郎若

年ニ而者何角届兼可申と存候、然とも伊左衛門内外共致世話被

申候由ニ付、然上は別条も有之間鋪存事ニ候間、猶又熟談之上

京・大坂見世江随分被相詰、商売躰は不及申内証向万端間違無

之様、何分無恙相統被致候様肝要之事ニ候、以上

右申渡候、仍而如件

右之趣元々、名代立会可申渡候条、承知可被致候

三井八郎右衛門(印)(高美)

延享元年甲子年九月

加藤道喜妻

しほとの

加藤喜十郎殿

右道喜跡式喜十郎江名跡相統被為仰付被下承知仕候、万末ニ至異変之儀出来仕候共、御指図を請、聊違背申上間鋪候、此上者商売躰大切ニ相かせぎ、質朴ニ仕、御蔭を以無恙相統可仕と難有御儀奉存候、右為御請印形仕候処、仍而如件

史料11 延享二年七月 (加藤家大阪引越願)

乍憚書付を以御願申上候

一私共儀御蔭を以道喜相果候已後も家内無恙渡世仕、御厚恩之程難有仕合奉存候、去春御願申上候者何卒於御当地道喜位牌所も相立申度、第一者三回忌迄之処御当地にて相弔申度、其段御願申上候処御聞濟被遊被下難有奉存候、然所伊左衛門義も段々年罷寄、京大坂兩地之世話も難及、且又大坂見世之義も是迄之処人数多掛り申候而者難濟候ニ付、人無數ニ而間を合せ罷在不工面之方有之候故、此度御当地并大坂見世之者とも相談仕候者当秋三回忌之弔相勤候上ニ而大坂表江家内不殘引越申度趣聞定仕候、兩地見勢一世帯仕候ハ、一入工面も宜可有之と奉存、旁以右之通存念相究申候条、可然様御執成を以被仰上被下度奉願候、宜御聞濟被遊被下候上者、左之趣猶又奉願上候

一大坂見世之儀者御店之前ニ而品柄宜、第一者御家名之御蔭を以商売も仕似せ成来候得者、是迄之通御屋鋪借宅ニ仕度候条、不相更御貸し被遊被下候様奉願上候

一御当地居宅之儀者道喜書遺し置申候通御傍背中之内江御讓申度

しほ
喜十郎 ㊦

喜十郎伯父後見
伊左衛門 ㊦

本一四九一—二二—一

取広罷在、此上各様御世話可有御座候得共可然様被仰付被下度願上候

右之通宜御聞濟被遊被下候ハ、難有奉存候、御当地商之儀も当七月限ニ而手を引申度奉存候、幾重ニも宜御執成被仰上被下候様偏奉願候、以上

延享貳年乙丑七月

加藤伊左衛門 ㊦
同しを ㊦
同喜十郎 ㊦

中西茂兵衛様
吉崎新次郎様
小島久兵衛様
佐々木与三右衛門様
中野卯右衛門様
永田甚三郎様

史料12 延享二年九月 (加藤家大阪引越ニ付口上書)

口上書

本一四九一—二二—二

一先達而書付を以御願申上候私共大坂表へ引越之儀、御沙汰被成被下候処、願之通御聞濟被遊可被下候之段、乍御内意被仰聞被下候ニ付、道喜三廻忌等も当月へ取越万端右之工面ニ相調申候事ニ御座候、就夫私方居宅讓渡之儀、道喜遺書之趣を以先達而願書ニも相認置候通如何様共可然様被仰付被下候様宜被仰上被下

度奉存候、何卒右之儘ニ而暫も明家ニ相成不申候得は、一入大
慶之儀と奉存候、旁又々書付を以御願申上候、已上

延享貳年丑九月二日

加藤伊左衛門 印

同 し ほ 印

同 喜十郎 印

中西茂兵衛様

吉崎新次郎様

小島久兵衛様

佐々木与三右衛門様

中野卯右衛門様

永田甚三郎様